

## 1. 食品 1 粒重量が0.1g以下又は粉末状及びペースト状等に加工された食品の場合

(1) 袋づめで内容量がおおむね20kg以上のもの

ロットの大きさ B a g 数 ( N )	サンプル抽出のため の B a g 数 ( n )	採取量 (kg)	検体数 <sup>※</sup>
$\leq$ 280	3 2	1kg [1kg×1]	1
281 ~ 500	5 0		
501 ~ 1,200	8 0		
1,201 ~ 3,200	1 3 0 [6 5 × 2]	2kg [1kg×2]	2
$\geq$ 3,201	2 1 0 [7 0 × 3]	3kg [1kg×3]	3

\*複数の検体について、1検体でも基準値を超える場合は違反とする。

(2) 缶入り又はカートン入りで内容量4.5kg以上のもの

ロットの大きさ 缶又はカートン数 ( N )	サンプルの大きさ ( n )	採取量 (kg)	検体数 <sup>※</sup>
$\leq$ 50	2	1kg [ 0.5kg×2]	1
51 ~ 500	4 [2×2]	2kg [(0.5kg×2)×2]	2
$\geq$ 501	6 [2×3]	3kg [(0.5kg×2)×3]	3

\*複数の検体について、1検体でも基準値を超える場合は違反とする。

(3) 小型容器包装に入れられたもの(1又は2以外のもの)

ロットの大きさ 缶又はカートン数 ( N )	サンプルの大きさ ( n )	採取量	検体数 <sup>※</sup>
$\leq$ 50	2 [2×1]	1 サンプルの最小採取単位は150gとし、150g未満のものにあつては必要量をあつめてこれを1サンプルとする。	1
51 ~ 500	3 [3×1]		
501 ~ 3,200	6 [3×2]		
$\geq$ 3,201	9 [3×3]		

\*複数の検体について、1検体でも基準値を超える場合は違反とする。

## 2. 食品1粒重量が0.1gを超える場合

(1) 袋づめで内容量がおおむね20kg以上のもの

ロットの大きさ Bag数 (N)	サンプル抽出のため のBag数 (n)	採取量 (kg)	検体数 <sup>※</sup>
≦ 280	3 2	5kg [5kg×1]	1
281 ~ 500	5 0		
501 ~ 1,200	8 0		
1,201 ~ 3,200	1 3 0 [6 5 × 2]	10kg [5kg×2]	2
≧ 3,201	2 1 0 [7 0 × 3]	15kg [5kg×3]	3

※複数の検体について、1検体でも基準値を超える場合は違反とする。

(2) 缶入り又はカートン入りで内容量4.5kg以上のもの

ロットの大きさ 缶又はカートン数 (N)	サンプルの大きさ (n)	採取量 (kg)	検体数 <sup>※</sup>
≦ 50	2	5kg [2.5kg×2]	1
51 ~ 500	4 [2×2]	10kg [(2.5kg×2)×2]	2
≧ 501	6 [2×3]	15kg [(2.5kg×2)×3]	3

※複数の検体について、1検体でも基準値を超える場合は違反とする。

(3) 小型容器包装に入れられたもの(1又は2以外のもの)

ロットの大きさ 缶又はカートン数 (N)	サンプルの大きさ (n)	採取量	検体数 <sup>※</sup>
≦ 50	2 [2×1]	1 サンプルの最小採取単位は150gとし、150g未満のものにあつては必要量をあつめてこれを1サンプルとする。	1
51 ~ 500	3 [3×1]		
501 ~ 3,200	6 [3×2]		2
≧ 3,201	9 [3×3]		3

※複数の検体について、1検体でも基準値を超える場合は違反とする。